

日銀業第2号  
2026年1月9日

オンライン担保差入先 御中

日本銀行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」の  
一部改正に関する件

日本銀行では、事務の合理化を図る観点から、証書貸付債権（企業もしくは不動産投資法人または地方公共団体に対する証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものに限ります。以下同じです。）にかかる事前審査について、新たな手続きを追加することとしました。

具体的には、担保差入先からの申請にもとづき証書貸付債権にかかる証書貸付債権証書書式（ひな型）を予め日本銀行が承認する手続を新設するとともに、当該承認を受けた書式（ひな型）を使用して作成された証書貸付債権証書にもとづく証書貸付債権については、事前審査の一部を省略することとしました。

これに伴い、または規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2026年2月2日から実施することとしましたので、通知します。

本件の概要については、別途、参考資料<sup>(注)</sup>をご用意しておりますので、そちらをご参照ください。

(注) 日本銀行ホームページ（「業務上の事務連絡」—「新着情報」）に掲載されている「「担保に関する細則」の一部改正等に関する件」（2026年1月9日付日銀業第1号）の別添。

以上

## 「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

## ○ 第1編II. 2. (7) ロ. を横線のとおり改める。

## ロ. 担保等の提出

オンライン担保差入先は、担保差入の入力時に指定した差入日（送信日またはその翌営業日）に、イ. の「担保差入受付通知」とともに下表に掲げる書類（提出書類毎の「証書貸付債権の種類」の別に、当該提出書類の提出が必要な場合には○印を付し、当該提出書類の提出が不要な場合には×印を付しています。ただし、○印が付された書類であっても、下表の備考欄にその旨の記載がある場合には、提出は不要です。）を、担保取引店の窓口に提出してください。

ただし、担保差入を行う証書貸付債権が「担保に関する細則」に規定する電子証書貸付債権（債権証書の発行日付が2022年4月1日以後であるものに限ります。以下(7)において同じです。）であるときは、登記事項証明書等の提出の免除を受けていないオンライン担保差入先は、下表の書類<sup>(注1)</sup>を業務オンラインにより提出することができ<sup>(注2)</sup>、登記事項証明書等の提出の免除を受けているオンライン担保差入先は、下表の書類<sup>(注1)</sup>を業務オンラインにより提出してください。

また、担保差入を行う証書貸付債権が「担保に関する細則」に規定する電子証書貸付債権である場合には、担保差入金融機関等は、次の書類の提出前にハ. に定める取扱いを行ってください。

		証書貸付債権の種類				備 考
		企業または不動産投資法人に対する証書貸付債権	政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権	政府保証付証書貸付債権	地方公共団体に対する証書貸付債権	
提出書類	証書貸付債権証書					
	証書貸付債権の譲渡に関する表明書					略（不变）

承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書	○	×	×	○	「担保に関する細則」に規定する書式承認済証書貸付債権でない場合には、提出は不要です。
振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書					略（不变）
付隨担保明細書 <sup>(注9)</sup>					

以下略（不变）

○ 第1編III. 1. (2) を横線のとおり改める。

(2) 担保の受戻期日

担保の受戻期日は担保目的物区分に応じ以下のとおりとなります。

担保目的物区分	受戻期日
振決国債	
∫	
証書貸付債権 <sup>(注5)</sup>	略（不变）
上記以外	最終返済期日または分割返済期日の3営業日前 <sup>(注5)(注6)</sup>
以下略（不变）	

(注1)   
 ∫   
 (注5)   
 略（不变）

(注6) ~~返済方法が分割返済である証書貸付債権のうち、平成27年10月13日より前において担保差入を行っている国有林野事業債務管理特別会計に対する証書貸付債権の場合には、証書上の返済期日（最終返済期日を除きます。）の10営業日前となります。~~

○ 第1編III. 1. (3) を横線のとおり改める。

(3) 受戻期日（一部受戻日を除きます。）の管理

日本銀行は、受戻期日に期日担保返戻を行います。

振決国債の期日担保返戻を行う場合には、受戻期日の午後3時到来後遅滞なく、担保返戻を行います。担保差入金融機関等から指定された金融機関等（担保差入金融機関等または国債決済代行者）の参加者口座に対して返戻を行います<sup>(注)</sup>。

また、振決国債以外の担保の期日担保返戻を行う場合には、受戻期日の業務開始後遅滞なく、担保返戻を行います。

(注) 略 (不变)

日本銀行は、振決国債の期日担保返戻を行う場合には、オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等の担保出力指定店舗または国債決済代行者の担保出力指定店舗に対し、受戻期日の前営業日の業務開始後遅滞なく、「担保受戻日管理表」(5411-02600、5411-02700)の「翌営業日受戻分」を、受戻期日の午後3時到来後遅滞なく、同「本日受戻分」を送信します<sup>(注1)</sup>。また、振決国債以外の期日担保返戻を行う場合には、担保差入金融機関等の担保出力指定店舗に対し、受戻期日の前営業日の業務開始後遅滞なく、「担保受戻日管理表」(5411-02800、5411-02900、5411-03100)の「翌営業日受戻分」を、受戻期日の業務開始後遅滞なく、同「本日受戻分」を送信することに加え、担保目的物区分が邦貨手形、証書貸付債権または外貨建証書貸付債権の場合には、受戻期日の業務開始後遅滞なく、「担保領収証書」(5411-02900)（後述）を送信します<sup>(注2)</sup>。

(注1) 略 (不变)

(注2) 略 (不变)

邦貨手形（邦貨手形（電子記録債権）を除きます。）、証書貸付債権（証書貸付債権（電子記録債権）を除きます。）または外貨建証書貸付債権について期日担保返戻が行われた場合には、オンライン担保差入先は、上述の「担保領収証書」に収入印紙を貼付のうえ<sup>(注1)</sup>記名捺印し、これを「担保受戻日管理表」と綴じ纏めて契印し、担保受入店である担保取引店に提出してください<sup>(注2)</sup>。担保受入店である担保取引店は、これらと引換えに手形または証書貸付債権証書<sup>(注3)</sup>、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」<sup>(注4)</sup>、「証書貸付債権の準拠法に関する確認書」<sup>(注5)</sup>、「証書貸付債権の譲渡に関する表明書」<sup>(注6)</sup>、「承認済証書貸付債権証書書式の使用に関する確認書」<sup>(注7)</sup>、「証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」<sup>(注8)</sup>、「振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書」<sup>(注9)</sup>、「証書貸付債権の債権内容の変更および振出手形および電子記録債権の不存在に関する確認書」<sup>(注10)</sup>、登記事項証明書等<sup>(注11)</sup>および「分割返済予定表」<sup>(注12)</sup>を返却します。また、担保目的物区分が証書貸付債権（証書貸付債権（電子記録債権）を除きます。）または外貨建証書貸付債権の場合には、証書貸付債権の債務者

あの「担保権解除通知書」<sup>(注 13)</sup>を交付しますので、オンライン担保差入先は、同通知書を当該債務者に送付してください。ただし、「担保受戻日管理表」に、電子記録債権、「担保に関する細則」に規定する電子証書貸付債権またはシンジケート・ローン債権のみが記載されている場合には、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」の提出は不要です。また、債権証書の発行日付が2022年4月1日以後である「担保に関する細則」に規定する電子証書貸付債権については、当該書類等の返却および「担保権解除通知書」の交付を行いません<sup>(注 14)</sup>。

邦貨手形（電子記録債権）または証書貸付債権（電子記録債権）について期日担保返戻が行われた場合には、オンライン担保差入先は、譲渡人欄以外のその他の所要の事項を記入（譲渡記録請求について、譲受人からの請求が必要な場合に限ります。）した譲渡記録請求にかかる書面を担保受入店である担保取引店に提出してください。担保受入店である担保取引店は、提出された書面の内容を確認し、譲渡人欄に記名捺印のうえ、「記録事項証明書」、「添付契約書」<sup>(注 15)</sup>、「譲渡記録証明書」、「電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」<sup>(注 15)</sup><sup>(注 16)</sup>および事前審査時以降に変更記録または支払等記録がされていないことが確認できる書面、事前審査時以降に中間譲渡人に個人がいないことを確認できる書面、「譲渡担保設定証書」<sup>(注 17)</sup>とともにオンライン担保差入先に返却します。なお、「担保領収証書」および「担保受戻日管理表」については、担保受入店である担保取引店への提出は不要です。

振替社債等について期日担保返戻が行われた場合には、日本銀行は、機構に対し、返戻する振替社債等について、機構システムにおける日本銀行名義の口座の質権口から当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等の保有口または当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等が口座を有する口座管理機関における当該オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等名義の口座の保有口への振替の申請を行います。

(注 1) ]  
↓  
(注 6) ]  
略 (不变)

(注 7) 「担保に関する細則」に規定する書式承認済証書貸付債権以外の場合には、返却はありません。

(注 8) ]  
↓  
(注 17) ]  
略 (不变)

以下略 (不变)